

## スイスレンポウニオケルガイコクジンロウドウシャ モンダイノガイカン

林, 迪廣  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1643>

---

出版情報：法政研究. 38 (2/4), pp.419-427, 1972-07-15. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：



# スイス連邦における外国人労働者問題の概観

林 迪 廣

もはや短かいとはいえない私の研究生生活において、専攻分野の内外をとわずすぐれた数多くの方々に教えられたが、特に今度還歴をむかえられた伊藤不二男教授は、私が研究室生活をはじめたときからの出逢いであり、それからいまに至るまでの学問上の先輩であり、忘れることのできない影響をこうむった。いまでも二十数年前の旧法文棟三階の南側の、夏はことのほか暑い国際法研究室での伊藤教授の物静かな控えめの、しかも真摯で学問一筋の印象が忘れがたく思いだされる。まったく馳けだしの私には、学究生活のあるべき具体像として映じたし、控えめながら研究生生活の重要な点について教えていただいた。生来の怠惰で伊藤教授の御教示はなにも実践できずに今日に至り、しかも教授の還歴を御祝いするに当って全力を傾けての仕事もできない仕儀となってしまう、恐縮の極みである。学術論文の名に値いしない小文ながら、還歴記念論文集の編集の御手伝させて頂いたこととあわせて、長年の教授の御誘掖に対する御礼となれば幸いである。

## 一 スイスの概観

スイスはヨーロッパの中央部に位置し、アルプスがその骨格をなしていることから、世界で最もすぐれた風光の国として広く知られている。またスイスは一八一五年以来の永世中立国でもあり、国内的には、主権を有する二二（准州を含めて二五）のカントンからなる民主共和政の連邦国家であることも周知のとおりである。そして、スイスの面

積は四・一三万平方軒で九州よりやや狭く、人口は約六〇〇万（一九六七年政府推計）で、福岡、佐賀、長崎、三県合計の人口より少ないが、人口密度ではヨーロッパではベルギー、英、西独、伊について五位の一平方軒当り一五〇人で多い方である。

一九六七年のスイスの国民総生産は約六八九億 $\text{円}$ （一六〇億ドル）、国民所得は約五七六億 $\text{円}$ （一三四億ドル）といわれ、その国民経済の規模は日本（一、一五七億ドル）の $\frac{1}{7}$ 程度といわれる。しかし人口が日本の約 $\frac{1}{17}$ 程度しかないので一人当りの所得は、二、二〇七ドル（同年の日本は九二二ドル）となり、日本の約二・四倍となる。この数字は、英、独、仏、伊いづれよりも高く、ヨーロッパではスウェーデンに若干劣るが最高の所得水準を示すものである。スイス経済は一九六四年から六五年の景気過熱（GNP成長率名目一〇・八％、実質五・四・五％）を経て六六、六七年の調整期を迎えたが、六八年はGNP実質三五％程度の成長といわれている。六六、六七年には物価騰貴もはげしかったが、六八年の賃金上昇率は生産性上昇率の範囲内にあるといわれている。

つぎにスイスの産業構造をみると、かつてのように時計と農民の手芸品と酪農製品の国というイメージとは違って、すでに一流の高度工業国家の段階に達していることが明らかである。

図表（1-1）（1-2）により農林業就業者の減少が明らかであるが、外国人労働者は一・四万から一・八万と僅かな増加がみられる程度であった。スイスの農業は国全体の農産品需要の四五％をまかなっており、これが第一次産業から第二次、第三次産業への労働者移動を可能にしているといわれる。工業就業者数は一九五〇年から六〇年の一〇年間に約二七・三万人増加したが、その間における外国人労働者の数は六・九万から二六・八万まで約二〇万の増加であり、工業人口の増加はほとんど外国人労働者の流入によってまかなわれたといえることができる。しかも工業内部においても、食品、タバコ、繊維、衣服のような軽工業部門の減少傾向に対し、金属、機械、時計、建設などの

スイス連邦における外国人労働者問題の概観（林）

部門でとくに労働者の増加が見られ、産業構造の高度化の傾向がはっきりとあらわれている。外国人労働者はこれら基幹産業の中核部分として質量ともにその重要性を増大し、今日では外国人労働者なくしてスイスの工業は成立しえないといわれている。

二 外国人労働者問題

このようにスイスの産業構造に関連して見逃すことのできないのは外国人労働者の問題であり、一九五〇年および六〇年における就業者数における外国人労働者数を部門別にみると図表（2—1）の通りで、ホテル部門、建設部門がもっともはげしいが、専門的技能を要する工業部門にも順次流入し、今日ではもはやスイスにおける外国人労働者は、スイス経済への付加的労働力ではなくその本質的要素となってきた。しかも一九六〇年以降外国人労働者の流入は著増し、六四年夏には七二万人、七〇年には、九〇万以上といわれている。

(1—1)

各産業部門のウェートの変遷（万）

	1920	1950	1960
第一次産業	26	17	12
第二次 "	44	46	49
第三次 "	30	37	39

(1—2)

産業部門別就業者数（万）

	1950	1960
農 林 業	35.5	29.2
工 業	97.2	124.5
(食品, タバコ)	9.7	10.9
(セナイ, 衣服)	18.4	16.8
(金属機械, 時計)	33.0	48.8
建 設	16.7	23.4
商業, 銀行, 保険	26.6	33.8
ホ テ ル, 運 輸	19.2	25.0
そ の 他	37.1	39.0
計	215.6	251.5

(2-1)  
全就業者に占める  
外国人労働者の比率(%)

	1950	1960
工 業	6	19
建 設	10	34
商業銀行保険	6	8
ホ テ ル	18	34
そ の 他	7	7
計	8	17

り、また外国人労働者の側にも家族を帯同できず、社会保障も十分でないといわれ、自身の問題もある。このような意味で、*Übertrendung* (過度外国化) の危険を訴える運動もおこり、スイス政府としても、外国人労働者の急激な流入の規制がインフレ抑制に役立ち、また安易な労働力供給源の抑制がスイス経済の合理化や生産性向上への努力を促進することになるとの意見に立ち、一九六三年以降、外国人労働者の流入を抑制するための諸措置が相次いで採用されるようになった。

この外国人労働者の規制措置の経過の要はつぎのとおりである。

- (A) 一九六三年三月、連邦政府は外国人労働者を雇用しようとする企業の全就業者数(スイスおよび外国人)が、六二年一二月または六二年平均の就業者数を超えることになる場合には、外国人労働者に対して滞在許可を与えないことにした。
- (B) 一九六四年二月から、この規制は六三年三月現在の就業者の九七%に制限した。

スイスにおける外国人労働者問題の内容ないしその意味はきわめて複雑といわれている。たとえば外国人労働者とその本国の経済の好況などにより帰国した場合、スイス経済が麻痺する恐れがある。外国人労働者の本国送金はスイスの貿易外収支の黒字を停滞傾向に追いこんでいる。外国人労働者は生産要素である反面消費主体でもあり、スイス経済(とくにサービス部門)の拡張要因としての意味をもつ。また経済問題以外にも、多数の外国人労働者のためにスイスの労働組合は骨抜きになっているといわれてお

- (C) 一九六四年一〇月には、上記(B)の限度はさらに九五％に引下げられた。
- (D) 一九六五年二月以降は、上記の制限措置に加えて、各企業は外国人労働者数を一九六五年三月一日から七月一日までの間に五％削減しなければならぬ措置がとられた（除外されるのは農林業、家事使用人、病院、五人以下の企業など）。スイスで就職するために入国しようとする外国人には滞在許可を与えず、スイスに入る前にスイスの企業に雇用された者に対してだけ滞在許可が与えられるようにした。
- (E) 一九六六年四月から企業主は規制対象外の外国人労働者（国境を越えて通勤する外人労働者および科学研究、ホテル、レストランに従事する者）に限って全就業者数を四％まで増加できることとした反面、その他の外国人労働者については、一九六五年一月現在（または六四年中の平均）を基準として、六六年八月までに三％を、六七年一月末までに更に二％削除しなければならないとした。
- (F) 一九六七年二月には、全労働者数についての制限は、六六年三月を基準として(E)の四％増から一〇％増に引上げられた。しかし六七年七月までに規制対象労働者をさらに二％削減するように改めた。この結果六五年三月一日以降、通算一二％の外国人労働者を削減したことになる。
- (G) 六八年三月から各企業単位の厳格な規制はやや緩和され、五年以上スイスに定住した外国人労働者は規制対象からはずされ、季節労働者の規制も個人別規制から国籍別制限にかわった。しかし六八年一月までに三％削減、六九年一月までに続いて二％削減の措置は続行された。
- このような規制措置により外国人労働者は六四年をピークにして、六六年以降おおむね横ばいに推移したが、六九年からまた増加に転じたといわれる。

産業部門別では、最近では全労働者数に占める外国人労働者の比率は建設業では五〇％、製造業およびホテル・レ

ストランにおいては四〇％に達している（一九六〇年現在、工業一九％、建設三四％、ホテルレストラン三四％）。

(2-2)

外国人労働者の種別（千）（1968）

	季節労働者	国境労働者	一般労働者	計
1960	140	39	257	435
1963	201	47	442	690
1964	206	49	465	720
1967	154	59	436	648

(2-3)

国籍別外国人労働者（千）（1968）

イタリア	409	フランス	60
スペイン	81	オーストリア	20
西ドイツ	34	その他	43

産業別外国人労働者数（千）（1968）

建設業	184	食品業	23
金属工業	124	農林業	16
サービス業	76	技術者	14
セニイ工業	69	時計工業	14
商業	29	化学工業	10
家事使用人	24	その他	66

### 三 七〇年六月の外国人労働者規制の国民投票

一九六三年以降の外国人労働者の規制政策は、六一年以降のインフレの増勢を抑制する要因として機能し、またスイスの企業が安易な外国人労働者に依存する途を封じて合理化努力と労働生産性向上に努力したという効果が認められる反面、追加労働力の不足が経済発展のボトルネックとなり、賃金上昇にも拍車をかけることとなったともいわれている。OECDは六七年末の審査報告のなかで、スイス経済に与えた功罪を分析したあと、外国人労働者規制政策は、経済的理由よりもむしろ社会学的 (Sociological) 原因にもとづいていることを指摘している。

さて外国人労働者は六九年以来再び増加し七〇年には九〇万以上といわれていた。こうした外国人労働者によりスイスの基幹産業においては外国人労働者は不可欠のものとなり、またホテル・レストランの従業員、家事使用人がもつてスイスから引上げるとすれば、スイスの国民生活は一夜にして崩壊するであろうという状況である。七〇年三月頃からは、このような外国人労働者によるスイス経済の工業化偏重を是正し、農、工、商の三者のバランスのとれた発展を、というスローガンのもとに、一挙に外国人労働者を大巾に削減しようという運動が高揚し、国民の要求による法案のレフェレンダム（国民投票）が七〇年六月五、六、七日に実施されることとなった。

スイス連邦と大部分の州は直接民主制と間接民主制の混合政体をとっている。すなわち一方において立法権を代行する議会を選出するが、他方みずから法律を提案、採択、否決する権限をも有する。この国民自らが最終的に法案の採否を決定する権利を定めたのが（連邦憲法八九条）、国民投票の制度であつて、連邦および州で認められている。国民投票は、議会で審議採択された法案に対して国民が最終的に表決をする必要がある場合（義務的）と一定数のスイス国民の要求により認められる場合（任意的）とがある。

七〇年春には外国人労働者の総数は、総人口の約一五・八%にも達し、うちイタリー人労働者は三〇万といわれている。クリスマスや三月、六月などの時期には、約一週間程ジュネーヴからだけでも毎日数本の帰郷臨時列車が運行され、日本の集団就職や年末やお盆の帰省の混雑を思わしめるものがあつた。とくにイタリー労働者の激増については、イタリー共産党の謀略だとする暴論さえでてくる状態であり、スイス国民全体が外国人労働者の流入に対しては、ホテル、レストラン、理容店などの日常生活のなかでもはや外国人労働者が不可欠の経済構成分子であるとなみながら、スイス産業の将来はといったいどうなるのであろうかという漠然たる不安が国民全体を掩っていることは否定すべくもない状況であつた。



国民投票の対象となった外国人労働者規制の詳細は正確には把握していないが、その大筋は、現在スイスに在住している外国人労働者の約三分の一にあたる三〇万の労働者を、毎年七・五万ないし八万人程度を任意に（実質は労働契約の更新を許さないようにして事実上はむしろ強制的に）帰国せしめるようにし、以後の流入はすべて認むべきでないというものであった。この措置に賛成する政党などの主張の底流には、外国人労働者を基幹構成要素として発展している工業偏重を抑え、スイス国民のイニシアティブのもとに農、工、商のつりあいのとれた国勢発展（Equilibrer Demographie）をという保守的伝統的な思想があるようにみうけられた。これに対して外国人労働者の規制に反対する運動のリーダーとなったのは、政党内でないチューリッヒの人で五八才の Schwarzenbach であるが、彼は Überfremdung）を大胆に主張し、外国人労働者の参加を認めよ、彼等の賃金をあげよ（Ils sont engage l'ouvrier, étrange）であった。両者の対立ははげしく五月から街中賛否をめぐっての各種政党の色とりどりのビラがはられ、投票日近くなるとビラに対する落書もひどくなり、非常にエスカレートしていたことがうかがわれるし、スイスでも未曾有の政治的問題といわれていた。

投票の結果は六五万五千対五五万七千の差で、急進的な外国人労働者排除法案は葬り去られた。選挙の終わったあとの新聞報道によると政府をはじめ、主要政党、教会、労組、財界もこの急進的排除には反対であったと伝えており、特に政府は、もしこの法案が成立すればスイス経済に深刻な影響をもたらすばかりでなく、ヨーロッパ諸国の信用を喪失したであろうとの財政大臣の談話まで発表している。結局法案をバックアップした勢力は奈辺にあったのかはなはだ不可解であるといわねばならない。しかし法案反対のリーダー Schwarzenbach も、外国人労働者排除は、単なる外国人嫌いを原因とするものではなくて、むしろスイス経済に予測される将来の困難さの反映としてでてきたものだともみている。

しかし急進的な外国人労働者排除法案が葬りさられたことで、六三年以来の外国人労働者の規制が終了したのではない。政府は、法案否決後、ただちに季節労働者の総数を一五万二千人に制限すること、九ヶ月契約で単身在住の労働者数を規制する措置をとることにした。

このようにスイスにおいてはスイス経済の発展に伴って避けがたい *Übertrendung* のなかで、時には温和にまた時には果敢に外国人労働者を規制しようとする措置が交錯しながら随伴するものと思われる。

最後に、日本の今後の労働力需給の趨勢をみると、すでに若年基幹労働力の不足は深刻であり、他面高中年層の再雇用の技能再教育が問題となってきた。そしてすでに端的にはあるが、開発途上国の労働力の利用が検討されようとしている。わが国の場合スイスのように急激な外国人労働者の流入という事態は予想されないが、企業の海外進出は多国籍企業における労使関係をめぐる諸問題として登場してくるのも間近いことであろう。